

旭市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、
監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり
公表します。

平成25年1月28日

旭市監査委員 木 村 哲 三

旭市監査委員 嶋 田 茂 樹

監査の結果に対する措置状況について

監査の種類：平成２４年度定期監査

措置を講じた部署	庶務課及び学校教育課	
監査結果提出日	平成２５年１月１１日	
措置通知日	平成２５年１月２２日（庶務課） 平成２５年１月２３日（学校教育課）	
監査結果の内容（指摘・要望事項）	措置の内容	
（庶務課及び学校教育課） （１）昨年に引き続き備品管理状況調査を小学校５校、中学校２校を抽出し実施した。 その結果、前年度の指摘事項である備品台帳の作成については、改善がされておらず、前年度と同様の一覧表でのデータ管理となっていた。市財務規則を所管する財政課と協議し、早急に改善をされたい。	（庶務課） （１）指摘事項について財政課と協議した結果、学校の備品台帳については、現在使用している一覧表に財務規則で規定している様式の内容に沿った項目を記載することで了承を得たので、学校事務担当者へ指示し徹底を図ることといたしました。	
	（学校教育課） （１）学校の備品台帳については、庶務課と統一を図る必要があり、学校事務担当者へ運用の徹底を図ることといたしました。	